

## 第2章 第4次地域福祉計画



## 第1節 計画の策定にあたって

### 1 計画策定の背景と趣旨

高齢化と人口減少が進み、地域の支え合い機能が弱体化する中、長引くコロナ禍においては、生活困窮者の増加や人との関わりが少ないため孤立感から生きづらさを抱えてしまうなど、若年層から高齢者までさまざまな問題が起こっています。

また、様々な分野の課題が絡み合い、世帯単位で複雑、複合化した課題を抱えるといった状況が多くみられるようになってきました。このような現状を解決するために、地域全体で支える力を再構築するとともに、分野を問わず包括的に相談・支援を行う体制が必要となってきました。

本市では、地域における多様な支援ニーズに的確に対応していくために、平成30年に「第3次杵築市地域福祉計画（平成30年～令和5年）」を策定し、子育て世代、高齢者、障がい者、生活困窮者など、支援が必要な人それぞれのライフステージに合わせて『縦割り』ではない、包括的かつ継続的な支援を可能とする全世代支援センターを令和2年に開設し、相談・支援体制を整備するとともに、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業に令和4年から取り組んでいます。

また、市内13地区の住民自治協議会の組織強化と活動の支援を行い、地域の課題を地域住民みずからが発見し、解決を図ることができる環境づくりに努めてきました。

このような中、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく『地域共生社会』の実現を目指し、今までの地域福祉に関する取り組みを継続・発展させるために、「第4次杵築市地域福祉計画（令和6年～令和11年）」を策定しました。

## 2 計画の位置づけ

### (1) 社会福祉法における位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき市町村が策定する計画であり、地域福祉を推進していくための基本的な指針となるものです。

#### ○社会福祉法（抜粋）【令和5年4月1日施行】

##### (目的)

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

##### (地域福祉の推進)

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

##### (市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

(1)地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

(2)地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

(3)地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

(4)地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(5)地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

## (2) 他の法律における計画との関係

平成28年12月に成立、施行された再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）において、都道府県及び市町村に対して、国の再犯防止推進計画を勘案し、地方再犯防止推進計画を策定する努力義務が課されました。本計画における基本方針「3 いつまでも心豊かに暮らせるまちづくりの推進」の施策「(7) 再犯防止に向けた取り組み」は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条における「市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画」として位置づけ取り組むものです。

### ○再犯の防止等の推進に関する法律（抜粋）【平成28年12月14日施行】

#### (目的)

第1条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

#### (再犯防止推進計画)

第7条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。

#### (地方再犯防止推進計画)

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

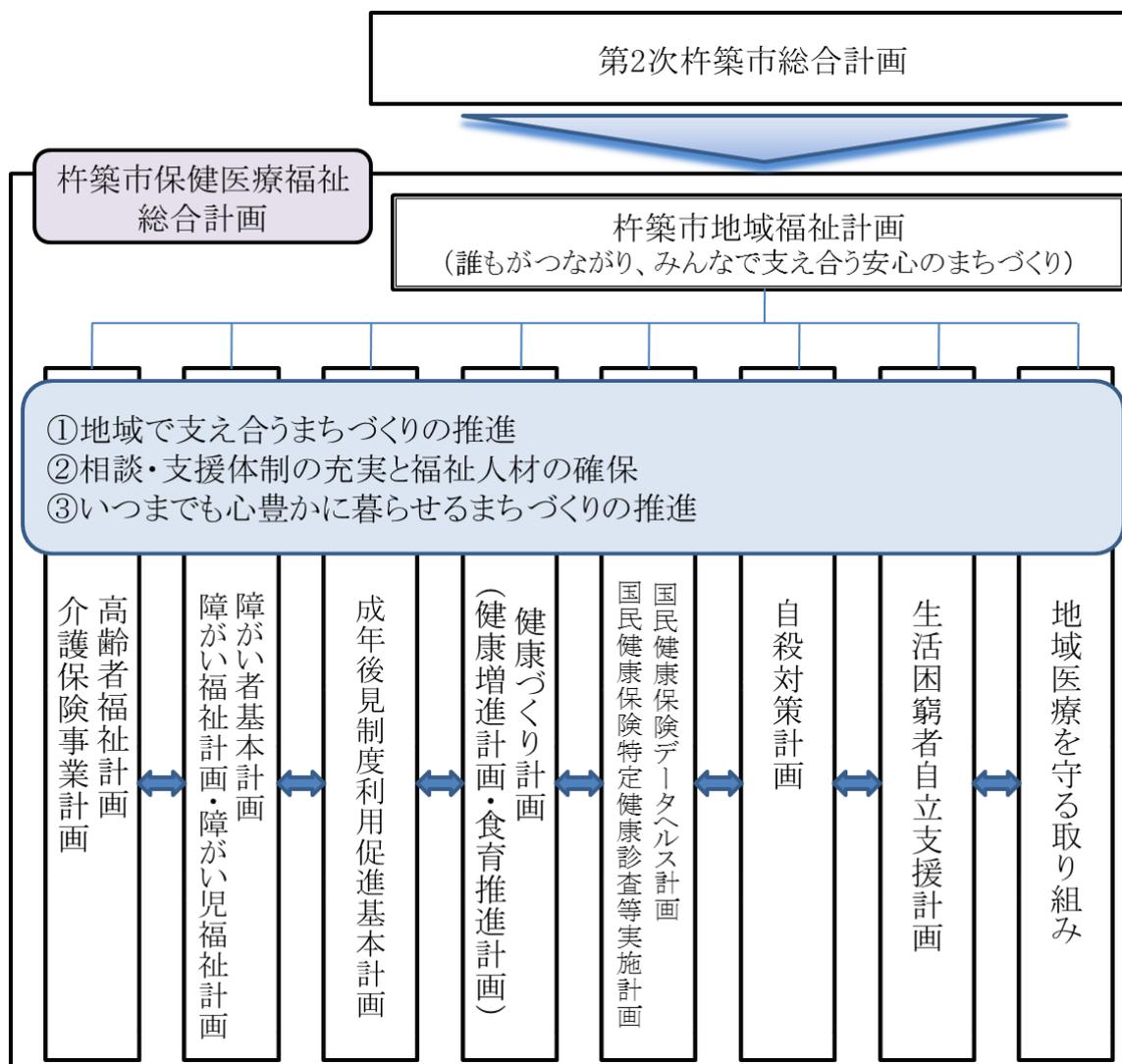
2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

### (3) 関連計画との関係

地域福祉計画は、「第2次杵築市総合計画」を上位計画とした、地域福祉を推進するための計画です。

福祉の各分野における「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「障がい者基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」、「健康づくり計画」、「生活困窮者自立支援計画」などの分野別計画の上位計画として位置づけられており、これらの分野別計画を策定するうえで、地域福祉の推進の方向性を示すものです。

さらに、「人、物、お金、知識、親切が地域で循環し、ずっと住み続けたいくなるまちづくり」を目指す「まち・ひと・しごと創生総合戦略」や防災の計画等、福祉の分野別計画以外の関連諸計画とも整合・連携し、地域福祉の推進を図ります。



## 第2節 地域福祉の現状と課題

### 1 統計データからみる本市の現状

#### (1) 地域福祉を取り巻く主な指標の変化

項目	平成28年	令和4年	増減
総人口（人）	30,343	27,398	▲ 2,945
年少人口【14歳以下の子どもの割合】（%）	11.4	10.4	▲ 1.0
生産年齢人口【15歳～64歳の割合】（%）	53.7	51.3	▲ 2.4
高齢化率【65歳以上の割合】（%）	34.9	38.4	3.5
後期高齢化率【75歳以上の割合】（%）	19.6	21.0	1.4
社会動態【転入-転出】（人）	▲ 83	▲ 35	48
7ヶ年平均（H28-R4）▲174			
自然動態【出生数-死亡数】（人）	▲ 292	▲ 398	▲ 106
7ヶ年平均（H28-R4）▲316			
出生数（人）	179	125	▲ 54

※9月末現在 ※住民基本台帳人口（社会動態、自然動態、出生数については年度合計数）

・7ヶ年の平均が社会動態（▲174人）、自然動態（▲316人）ともにマイナスである。

項目	平成27年	令和2年	増減
一般世帯数（世帯）	12,047	11,996	▲ 51
核家族世帯数（世帯）	6,480	6,235	▲ 245
核家族世帯の割合（%）	53.8	52.0	▲ 1.8
単独世帯数【ひとり暮らし世帯】（世帯）	3,763	4,283	520
単独世帯の割合（%）	31.2	35.7	4.5
高齢者のいる世帯数（世帯）	6,450	6,402	▲ 48
高齢者のいる世帯の割合（%）	53.5	53.4	▲ 0.1
高齢者のみの世帯数（世帯）	3,548	3,843	295
高齢者のみの世帯の割合（%）	29.5	32.0	2.5
ひとり暮らし高齢者世帯数（世帯）	1,742	1,892	150
ひとり暮らし高齢者世帯の割合（%）	14.5	15.8	1.3
ひとり親（父子）世帯数（世帯）	20	15	▲ 5
ひとり親（母子）世帯数（世帯）	131	154	23
15歳以上の未婚率（%）	22.8	22.9	0.1
男性非正規雇用職員の割合（%）	11.6	12.0	0.4
女性非正規雇用職員の割合（%）	39.7	40.5	0.8

※国勢調査

- ・全世帯に占める核家族世帯割合は高く、5割以上（令和2年：52.0%）を占める。
- ・単独世帯の世帯割合が高く、（令和2年：35.7%）増加数（520世帯増）が多い。
- ・ひとり親世帯、特に母子世帯の増加（23世帯増）が顕著である。

## 第2章 地域福祉計画

項目	平成28年	令和4年	増減
要介護・要支援認定者【介護を必要とする人】（人） 各年3月末現在	1,768	1,673	▲ 95
認定率（%）	16.8	16.0	▲ 0.8
障害者手帳所持者【障害のある人】（人） 各年度4/1現在	2,187	2,052	▲ 135
人口に占める障がい者の割合（%）	7.2	7.5	0.3
生活保護世帯数（世帯） 各年度3月末現在	341	345	4
全世帯に占める被保護世帯の割合（%）	2.8	2.9	0.1

※市民生活課・医療介護連携課・福祉事務所調べ

- ・要介護・要支援認定者は人数（▲95人）、認定率（▲0.8%）ともに減少している。
- ・障害者手帳所持者の人数は減少（▲135人）しているものの、総人口に占める割合は増加（0.3%増）している。

### （2）地区ごとの人口・世帯の状況等

地区名	総人口 （人） R4.9.30住民基本台帳	面積 （k㎡）	人口密度 （人/k㎡）	0～14歳 人口割合 （%） R4.9.30住民基本台帳	生産年齢 人口割合 （%） R4.9.30住民基本台帳	高齢化率 （%） R4.9.30住民基本台帳	後期高齢 化率 （%） R4.9.30住民基本台帳
杵築地区	8,284	5.8	1,428.3	14.4	59.8	25.8	14.0
大内地区	1,716	13.2	130.0	8.6	49.6	41.8	22.1
東地区	3,028	11.8	256.6	8.1	49.8	42.1	22.2
八坂地区	3,154	16.4	192.3	10.7	49.8	39.4	20.7
北杵築地区	1,196	24.5	48.8	7.0	40.8	52.2	27.4
奈狩江地区	2,892	19.1	151.4	8.8	52.0	39.2	21.2
中山香地区	2,686	25.2	106.6	11.9	50.1	38.1	21.9
東山香地区	905	27.2	33.3	7.4	39.6	53.0	29.5
上地区	857	42.7	20.1	6.2	40.3	53.6	27.4
山浦地区	512	19.5	26.3	5.3	40.6	54.1	31.3
向野地区	281	16.1	17.5	3.2	40.2	56.6	37.0
立石地区	784	13.4	58.5	6.3	45.3	48.5	27.7
大田地区	1,103	46.0	24.0	4.8	40.3	54.9	34.8

※太い罫線部分は大分県に比べ割合が高い地区

杵築市	27,398	280.9	97.5	10.4	51.3	38.4	21.0
大分県	1,106,301	6340.71	174.5	12.0	53.1	32.9	17.2

※人口：大分県人口推計（統計調査課作成 R4.10.1現在）、その他：R2国勢調査

- ・13地区のうち6地区（北杵築、東山香、上、山浦、向野、大田）で高齢化率が5割を超えている。

地区名	核家族率 (%)	高齢者の いる世帯 率 (%)	高齢者の み世帯率 (%)	高齢者の 単身世帯 率 (%)	15歳以上 未婚率 (%)	15歳以上 未婚率 (男性) (%)	15歳以上 未婚率 (女性) (%)
杵築地区	50.3	34.1	21.1	11.4	<b>26.3</b>	<b>31.5</b>	<b>21.5</b>
大内地区	48.1	<b>52.7</b>	<b>31.9</b>	<b>16.4</b>	22.7	<b>29.6</b>	16.5
東地区	48.2	<b>58.2</b>	<b>33.5</b>	<b>14.3</b>	22.5	27.4	17.9
八坂地区	53.8	<b>55.2</b>	<b>31.7</b>	<b>14.8</b>	<b>24.8</b>	<b>31.7</b>	18.6
北杵築地区	55.2	<b>78.9</b>	<b>47.0</b>	<b>21.1</b>	21.3	27.1	16.2
奈狩江地区	47.6	<b>55.4</b>	<b>31.9</b>	<b>16.0</b>	<b>24.7</b>	<b>30.7</b>	18.7
中山香地区	<b>61.4</b>	<b>59.3</b>	<b>33.8</b>	<b>16.7</b>	19.9	23.0	17.4
東山香地区	<b>61.1</b>	<b>73.7</b>	<b>46.6</b>	<b>19.5</b>	19.2	22.5	16.1
上地区	54.3	<b>78.0</b>	<b>44.6</b>	<b>21.4</b>	16.8	21.4	12.7
山浦地区	47.2	<b>82.4</b>	<b>49.7</b>	<b>24.6</b>	17.1	21.8	13.1
向野地区	<b>57.1</b>	<b>76.2</b>	<b>54.0</b>	<b>28.6</b>	15.7	19.5	12.6
立石地区	<b>58.6</b>	<b>71.7</b>	<b>44.6</b>	<b>22.3</b>	19.7	25.8	14.4
大田地区	53.1	<b>76.4</b>	<b>52.3</b>	<b>28.3</b>	17.3	24.9	11.3

※太い罫線部分は大分県に比べ割合が高い地区

杵築市	52.0	53.4	32.9	15.8	22.9	28.4	18.0
大分県	55.3	46.8	28.6	14.3	24.0	28.2	20.3

※R2国勢調査

- ・高齢者のみの世帯は13地区のうち7地区（北杵築、東山香、上、山浦、向野、立石、大田）で4割を超えており、高齢者の単身世帯は6地区（北杵築、上、山浦、向野、立石、大田）で2割を超えている。
- ・未婚率については、13地区のうち6地区（杵築、大内、東、八坂、北杵築、奈狩江）で2割を超えている。

第2章 地域福祉計画

地区名	総人口（人）	総人口に占める地区ごとの人口の割合（%）	総世帯数	総世帯数に占める地区ごとの世帯数の割合（%）	要介護認定率（%）
	住民基本台帳（R4.9.30）		住民基本台帳（R5.3.31）		要介護認定率調（R5.3.31）
杵築地区	8,284	30.2%	3,864	28.6%	15.2
大内地区	1,716	6.3%	865	6.4%	<b>16.5</b>
東地区	3,028	11.1%	1,515	11.2%	14.2
八坂地区	3,154	11.5%	1,565	11.6%	14.8
北杵築地区	1,196	4.4%	608	4.5%	16.0
奈狩江地区	2,892	10.6%	1,434	10.6%	14.8
中山香地区	2,686	9.8%	1,241	9.2%	16.0
東山香地区	905	3.3%	483	3.6%	<b>19.9</b>
上地区	857	3.1%	461	3.4%	14.2
山浦地区	512	1.9%	268	2.0%	14.4
向野地区	281	1.0%	158	1.2%	<b>17.8</b>
立石地区	784	2.9%	413	3.1%	<b>16.1</b>
大田地区	1,103	4.0%	626	4.6%	<b>20.6</b>
杵築市	27,398		13,501		16.1

・要介護認定率については、大田地区（20.6%）が特に高い。

地区名	身体障害者手帳所持者数（人）	地区の人口に占める身体障害者手帳所持者の割合（%）	療育手帳所持者数（人）	地区の人口に占める療育手帳所持者の割合（%）	精神障害者保健福祉手帳所持者数（人）	地区の人口に占める精神障害者保健福祉手帳所持者の割合（%）
	福祉事務所調（R5.3.31）		福祉事務所調（R5.3.31）		福祉事務所調（R5.3.31）	
杵築地区	300	3.6%	59	0.7%	100	1.2%
大内地区	103	6.0%	9	0.5%	15	0.9%
東地区	178	5.9%	26	0.9%	34	1.1%
八坂地区	153	4.9%	115	<b>3.6%</b>	27	0.9%
北杵築地区	88	<b>7.4%</b>	14	1.2%	19	<b>1.6%</b>
奈狩江地区	162	5.6%	41	1.4%	35	1.2%
中山香地区	131	4.9%	12	0.4%	28	1.0%
東山香地区	60	6.6%	6	0.7%	6	0.7%
上地区	56	6.5%	7	0.8%	6	0.7%
山浦地区	38	<b>7.4%</b>	3	0.6%	4	0.8%
向野地区	21	<b>7.5%</b>	1	0.4%	2	0.7%
立石地区	54	6.9%	8	1.0%	11	<b>1.4%</b>
大田地区	95	<b>8.6%</b>	10	0.9%	15	<b>1.4%</b>
杵築市	1,439	5.3%	311	1.1%	302	1.1%

・地区の人口に占める身体障害者手帳所持者の割合は、13地区のうち4地区（北杵築、山浦、向野、大田）で割合が高い。

- ・地区の人口に占める療育手帳所持者の割合は、施設のある八坂地区で割合が高い。
- ・地区の人口に占める精神障害者保健福祉手帳所持者の割合は、施設のある北杵築地区と立石地区、大田地区で割合が高い。

地区名	自立支援医療費（精神通院）受給者数（人）	地区の人口に占める自立支援医療費（精神通院）受給者の割合（%）	児童扶養手当受給世帯数	地区の世帯数に占める児童扶養手当受給世帯の割合（%）
	福祉事務所調（R5. 3. 31）		福祉事務所調（R5. 3. 31）	
杵築地区	174	2.1%	103	<b>2.7%</b>
大内地区	39	2.3%	17	2.1%
東地区	61	2.0%	23	1.7%
八坂地区	76	2.4%	25	1.9%
北杵築地区	29	2.4%	5	1.0%
奈狩江地区	53	1.8%	19	1.4%
中山香地区	46	1.7%	31	<b>3.0%</b>
東山香地区	15	1.7%	7	1.8%
上地区	11	1.3%	9	2.5%
山浦地区	7	1.4%	4	2.0%
向野地区	4	1.4%	1	0.8%
立石地区	18	2.3%	8	2.4%
大田地区	23	2.1%	7	1.4%
杵築市	556	2.0%	259	2.2%

- ・地区の世帯数に占める児童扶養手当受給世帯の割合は、杵築地区、中山香地区の割合が高い。

## 2 地域資源の状況

### (1) 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に規定する地域福祉の推進を図ることを目的とした団体です。社会福祉を目的とする事業の企画や実施、社会福祉活動へ住民が参加するための援助、社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整、助成などの事業を行っています。

杵築市社会福祉協議会では杵築地域以外に山香地域、大田地域に窓口を設け、地域支援や全世代支援センター（まるっと）による相談業務など、地域福祉推進のための活動を行っています。

### (2) 民生委員・児童委員

民生委員は、児童委員を兼ねることになっており、地域の実情に精通し社会福祉に対する理解と熱意がある人で、厚生労働大臣から委嘱されます。

本市では、81名の民生委員児童委員と10名の主任児童委員がおり、地域住民からの相談に対する助言や高齢者、障がい者世帯等の訪問、見守り、行政からの要請に基づく調査協力など幅広い活動を行なっています。

### (3) ボランティア・NPO法人

杵築市ボランティア連絡協議会は本市におけるボランティアグループが情報交換や交流を行なうとともに、ボランティア活動の普及や啓発を行う会です。令和5年4月現在で、9の団体、250名が加入しています。

会に加入している団体は、相互に連携をとりながら、手話サークルの開催、市内の環境美化活動、施設入所者の訪問、絵手紙を送るなどの活動を行い、ボランティア活動の発展に努めています。

また、本市には6つのNPO法人（特定非営利活動法人）があり、こどもの健全育成に関する事業、福祉に関する事業、スポーツ・文化活動、地域コミュニティの推進や地域の活性化を図る活動などを行っています。

### (4) 住民自治協議会

地域住民と様々な機能をもった団体が、参画・協力して地域課題を解決する地縁型の地域住民団体です。

地域住民の交流を図り、行政との情報共有や支援を受けながら地域の住民が安心して暮らせる地域づくりや魅力あるまちづくりを住民が主体となって行う場です。

本市では、13の住民自治協議会があり、それぞれの協議会で地域の実情に合わせて様々な活動を行っています。

### **(5) 隣保館**

地域社会の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとしての役割を担い、住民の生活の改善及び向上を図り、また、人権課題の解決のための各種相談事業等を総合的に行う社会福祉施設です。

生活上の各種相談や、関係機関への紹介・連絡、人権啓発・広報活動の実施や各種ボランティア団体の活動支援、健康運動教室の開催など、地域に密着した様々な活動を行っています。

### **(6) 社会福祉法人**

市内には社会福祉協議会以外に 14 の社会福祉法人があり、特別養護老人ホーム・訪問介護・通所介護・居宅介護支援事業などの高齢者サービスに関する事業を行っている法人が 5 法人、こども園などの子育てに関する事業を行っている法人が 7 法人、生活介護・共同生活援助、施設入所支援などの障がい者の支援に関する事業を行っている法人が 3 法人あります。

### **(7) 医療関係施設**

病気の早期発見や予防、治療、在宅での診療など身近に医療機関があることで安心して暮らしていくことができます。令和 5 年 12 月現在で、市内には 3 の病院と 17 の診療所、7 の歯科診療所があり地域医療を支えています。

### 3 本市における地域福祉の取り組みの状況

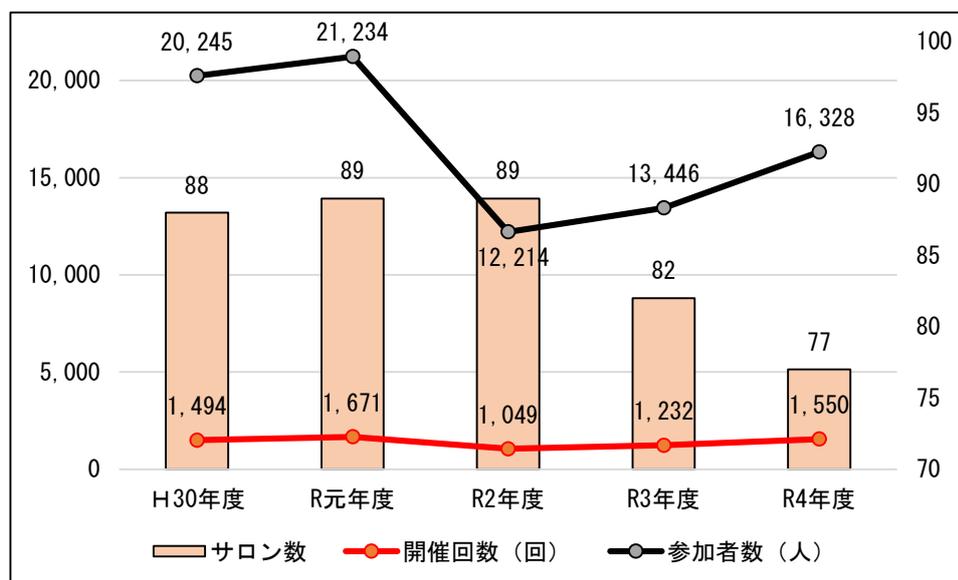
「第3次杵築市地域福祉計画（平成30年度～令和5年度）」において「誰もがつながり、みんなで支え合う福祉のまちづくり」の基本理念のもと、「地域住民が支え合う福祉のまちづくりの推進」、「協働して支える福祉のまちづくりの推進」、「相談・支援体制の強化」、「誰もが安心・安全に暮らせるまちづくりの推進」の4つを基本方針として福祉施策に取り組みました。

#### (1) 地域住民が支え合う福祉のまちづくりの推進

- ・地域活動等への参加促進

高齢者サロンや子育てサロンなど既存の交流の場の利用促進や防災避難訓練への参加啓発を行いました。

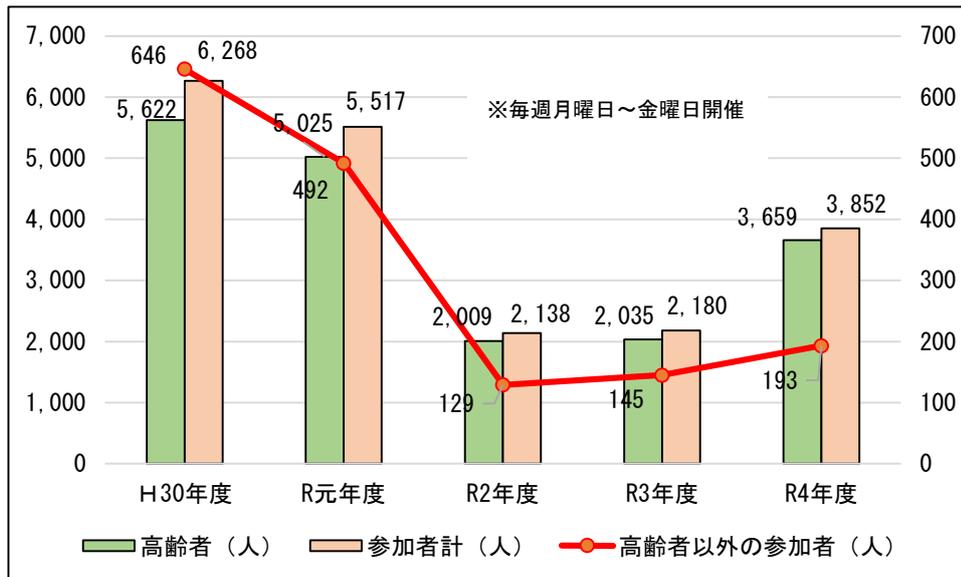
高齢者サロンの状況



※杵築市社会福祉協議会調

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、令和2年度以降サロンの数は減少傾向にあり、参加者数も令和2年度に大きく減少しました。その後、令和3年度、令和4年度と開催回数、参加者数ともに回復傾向にあります。

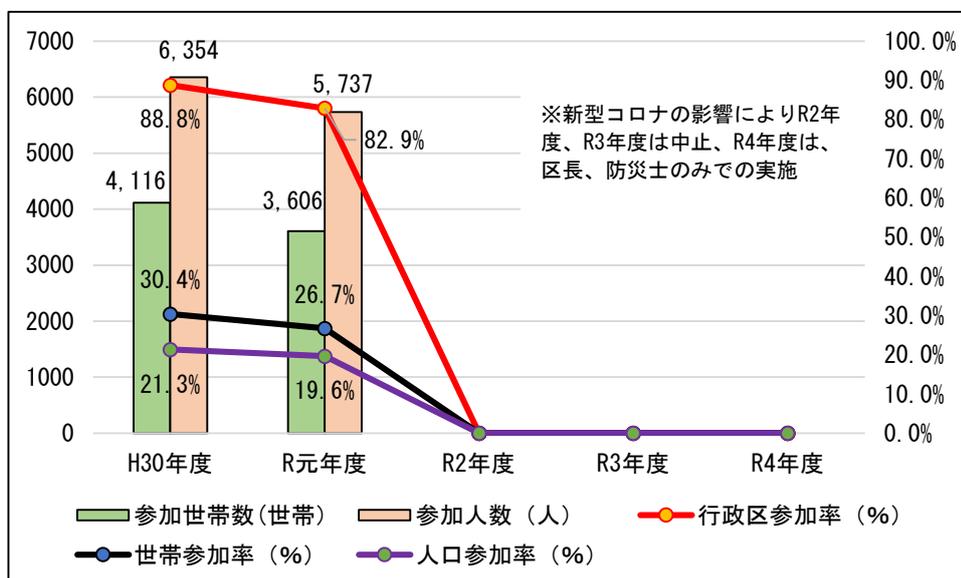
多世代交流サロン（まちかど交流サロン）の状況



※医療介護連携課調

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、参加者数は令和2年度に大きく減少しました。その後、令和3年度、令和4年度と開催回数、参加者数ともに回復傾向にあります。

避難訓練の参加状況



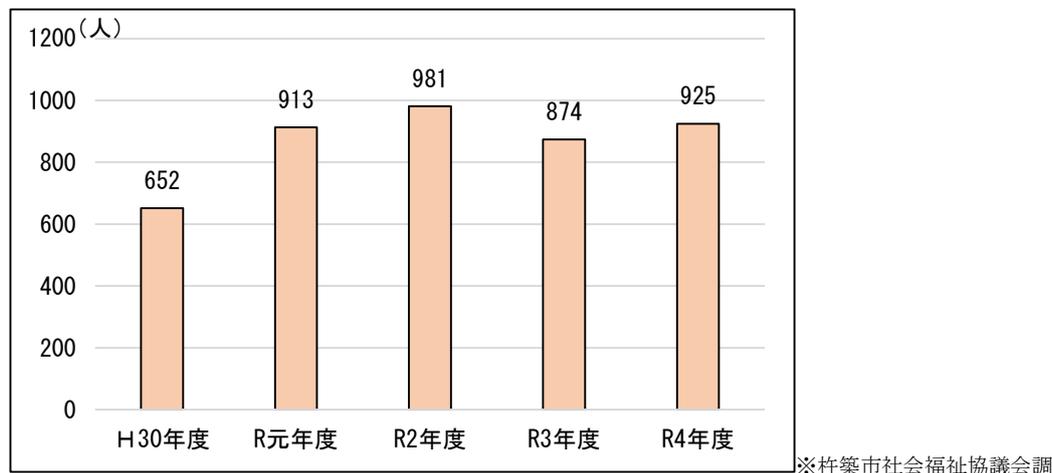
※危機管理課調

平成30年と令和元年度を比較すると、参加率が世帯、人口ともに減少しています。また、令和2年度以降は新型コロナウイルスの感染拡大に伴い実施できていません。

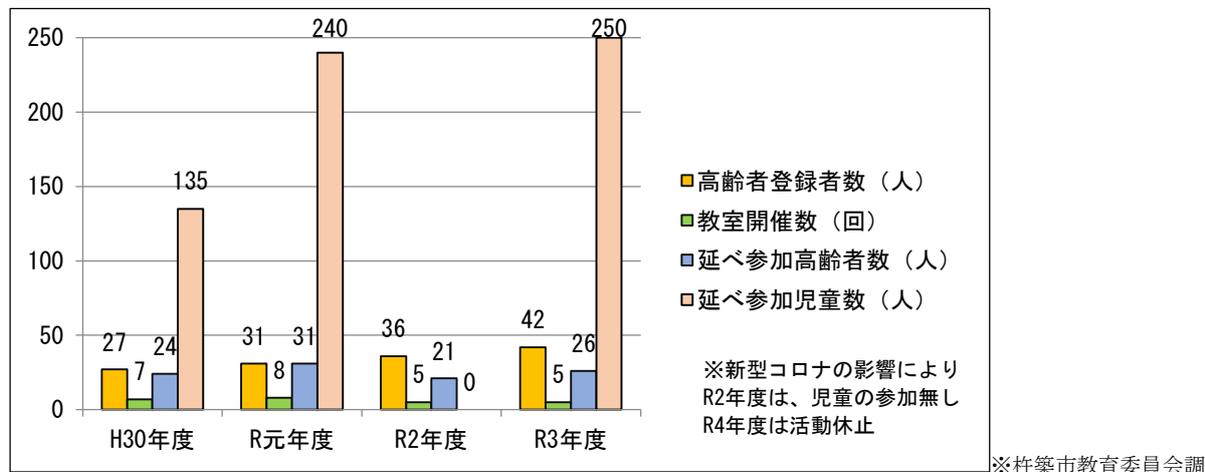
・地域住民の相互扶助の体制づくり

放課後児童の見守りや子育てボランティア講座への参加、高齢者への就労の場づくりを通じて、福祉の「受け手側」と「支え手側」といった概念を乗り越え、誰もが地域において役割をもつ相互扶助の関係づくりに取り組みました。

登録ボランティア数



高齢者子育て支援ボランティア実施の状況



登録ボランティア数は令和元年度以降大きな変化はありません。子育て支援ボランティアの登録者数は毎年度増加していますが、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、令和2年度においてはボランティアの活動対象である事業に参加する児童がなく、令和4年度は活動が休止となりました。

## 市内有償ボランティアの状況

地区名	名称	作業内容
大内 草場区	おたすけ隊	草刈り、庭木の剪定
中山香地区	助け合いの会	買い物・清掃・草取り・ゴミ出し・電球の交換など
山浦地区	加勢隊	幹線道路の草刈り・墓掃除
	生活環境支援グループ	幹線道路の草刈り
大田地区	おたすけ隊	掃除・草刈り・庭木の剪定・ゴミ出し支援・墓掃除・買い物代行・衣替え等

※医療介護連携課調（R5年12月時点）

市内の各地区または地域において、独自に有償ボランティア団体を結成し、草刈りや庭木の剪定などの日常生活における支援活動を行っています。

## ・地域住民の自主的活動の体制づくり

市内10地区のコミュニティセンターにセンター長を配置し、住民自治協議会の活動を支援するとともに、生活支援コーディネーターを2つのモデル地区（山浦地区、大田地区）に配置し、地域課題の解決に取組みやすい環境を整備しました。

## コミュニティセンター一覧（令和5年4月1日現在）

1	大内地区コミュニティセンター
2	東地区コミュニティセンター
3	八坂地区コミュニティセンター
4	北杵築地区コミュニティセンター
5	奈狩江地区コミュニティセンター
6	東山香地区コミュニティセンター
7	上地区コミュニティセンター
8	立石地区コミュニティセンター
9	向野地区コミュニティセンター
10	山浦地区コミュニティセンター

## (2) 協働して支える福祉のまちづくりの推進

### ・連携と協働の強化

社会福祉協議会、住民自治協議会、民生委員・児童委員、民間企業などの地域資源との連携強化に努め、見守りや訪問・移動・買い物支援などの身近な生活課題に取り組みました。

地域ケア会議、重層的支援会議を開催し、専門職や関係機関との連携を強化し、多角的なケアマネジメントの支援や個別課題の解決を図りました。

### 民生委員・児童委員による見守り活動の状況

年度	民生委員・児童委員 の年間訪問回数 (1人あたり平均)
R4年度	116回
R3年度	112回
R2年度	117回
R元年度	149回
H30年度	196回

民生委員・児童委員が行う様々な活動のひとつとして、高齢者、こども、障がい者などの見守り訪問活動を行っています。新型コロナウイルスの感染拡大が影響し、令和元年度以降、訪問回数が減少しています。

※杵築市福祉事務所調

### 買物支援の状況

それまで民間事業者が実施していたものを社会福祉協議会が引継ぎ、移動販売事業を開始しました。

令和4年下半期の実績 運行日数 110日、延べ利用者数 5,787名（1日平均 53名）

※杵築市社会福祉協議会調

## (3) 相談・支援体制の強化

### ・住民への情報提供体制の整備

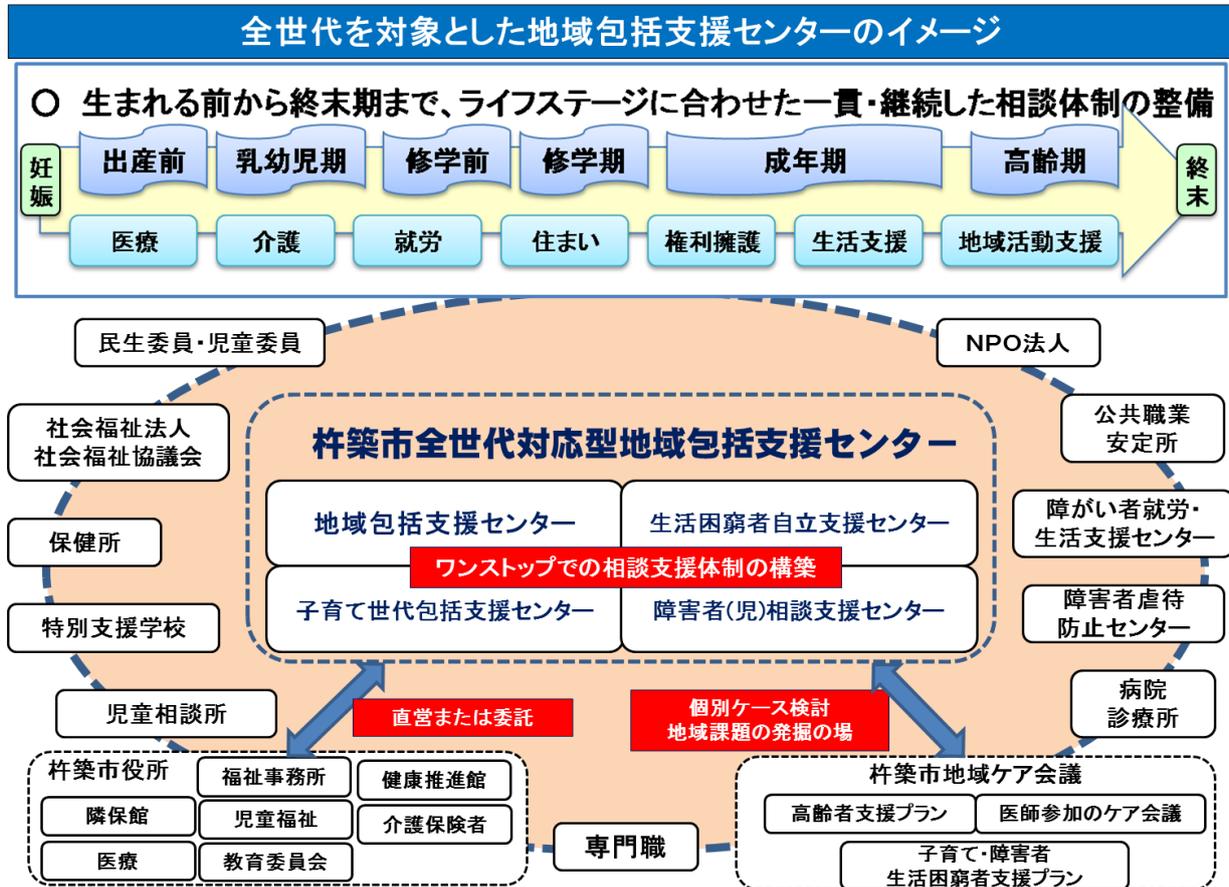
市報、ケーブルテレビ、市公式ウェブサイトなど様々な情報伝達手段について、年齢や障害の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できるよう改修を行いました。(※)

### (※) 情報提供体制整備の主な取り組み

- ・市公式ウェブサイトリニューアル～見やすいページ作成
- ・ウェブアクセシビリティの取組～読みやすい文書作成、文字サイズ切替（文字拡大）、画面背景色切替（文字反転）など
- ・市報の市公式ウェブサイト掲載
- ・携帯サイトによる情報発信、市公式 SNS による情報発信、ケーブルテレビ文字放送

・相談・支援体制の充実

全世代対応型包括支援センター「まるっと」を開設し、分野や世代を問わず、包括的かつ継続的な支援を可能としました。



(4) 誰もが安心・安全に暮らせるまちづくりの推進

・要配慮者に対する災害時支援体制の整備

災害時に自力で避難することが困難な要支援者を対象に個別避難計画（経路・避難場所等）の策定に取り組み、円滑かつ迅速な避難の確保を図りました。また、一般の避難所への避難が困難で、何らかの配慮が必要な高齢者・障がい者などが避難を余儀なくされた場合に、市が社会福祉法人等に対し協力を要請し、避難施設として施設を使用する「福祉避難所」について、社会福祉法人と協定を結び、杵築市内の福祉避難所数は18施設、受入可能人数427となっています。

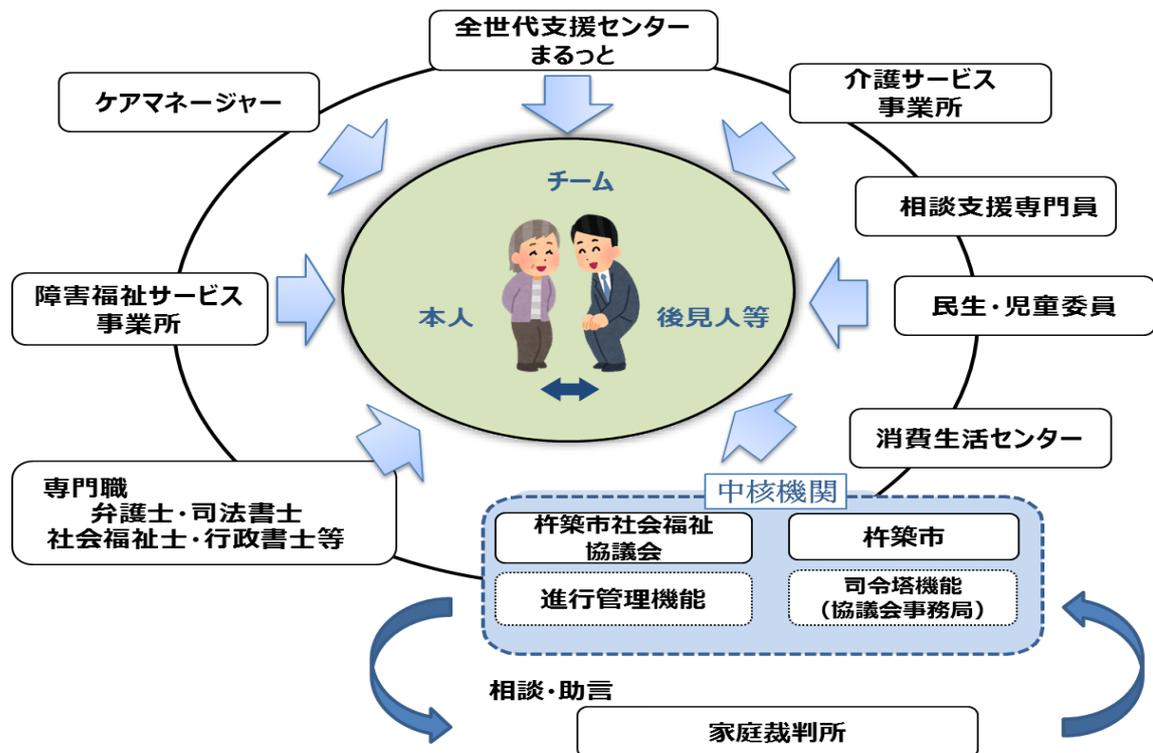
福祉避難所一覧（令和5年4月1日現在）

地域	番号	施設名等	所在地	受入可能人数
杵築地域	1	杵築市社会福祉協議会	杵築市大字猪尾941	10
	2	衛藤外科	杵築市大字大内7695-1	10
	3	三楽園	杵築市大字大内121-2	10
	4	心助園	杵築市大字熊野1427-1	10
	5	菩提樹	杵築市大字日野1921-15	4
	6	とどろきの里	杵築市大字船部2167-30	5
	7	ひまわり（きつきの里デイサービスセンター）	杵築市大字守江1864	20
	8	社会福祉法人 杵築・速見のぞみ会 樹の実園	杵築市大字相原864-2	5
	9	住吉浜リゾートパーク	杵築市大字守江1165-2	314
山香地域	10	太陽の家 広寿苑	杵築市山香町大字野原1662-1	2
	11	グリーンケアやまが	杵築市山香町大字野原1612-1	2
	12	ハートフルホーム笑顔	杵築市山香町大字野原1682-1	2
	13	ヴィオラ	杵築市山香町大字野原1150-1	2
	14	山香苑	杵築市山香町大字野原1405-1	4
	15	デイサービスセンターかがやきえん	杵築市山香町大字立石2243-1	2
大田地域	16	瑞雲荘	杵築市大田沓掛2380	20
	17	介護付有料老人ホームおおたの郷	杵築市大田石丸1392	3
	18	グループホームおおたの郷	杵築市大田石丸1392	2
計18施設				427

- ・虐待防止と成年後見制度の利用促進

成年後見制度のニーズに対応するため、法人後見等を実施する「権利擁護センター」を杵築市社会福祉協議会に設置しました。

杵築市成年後見制度地域連携ネットワークのイメージ



- ・生活困窮者に対する支援

コロナ禍において、全世代対応型包括支援センター「まるっと」には、生活困窮世帯から多くの相談が寄せられ、生活困窮の解消に向けた支援を行いました。

(新規相談件数) R2 : 147 件、R3 : 126 件、R4 : 71 件

また、ひきこもり対策には、教育委員会やこども家庭センターと連携し、不登校児童・生徒の実態把握と今後の対策について協議を行いました。今後も継続して、卒業後も児童・生徒やその家族を孤立させない支援体制を検討していきます。合わせて、進学準備給付金や学習用品等の支給を行い、こどもの将来の自立と貧困の連鎖の解消に取り組みました。

- ・健康づくり対策の推進

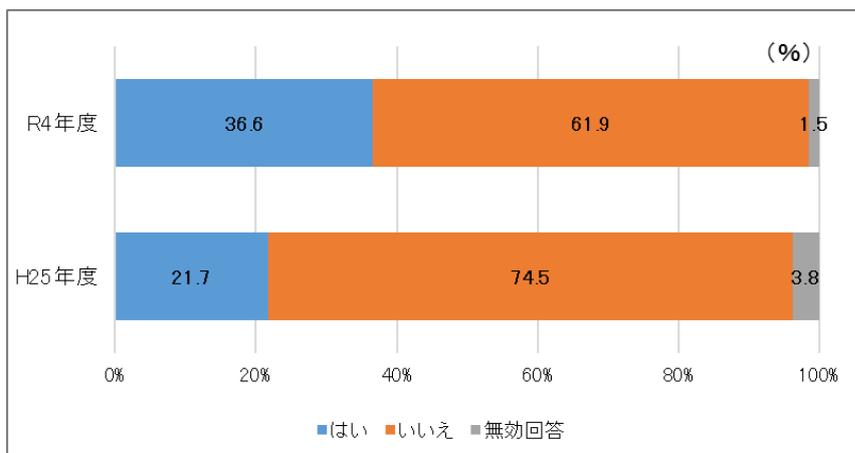
本市の平均寿命は男性が 82.30 歳、女性が 88.24 歳、お達者年齢は男性が 80.72 歳、女性が 84.73 歳となっています。お達者年齢の推移では、県平均がわずかながら延伸しているのと同様、本市もわずかながら延伸しています。

健康寿命延伸のため、早くから生活習慣病予防に取り組むことができるように、若い世代への健診勧奨や健診後の保健指導に取り組みました。

また、働き盛り世代の健康づくりの推進のため、市内事業所と連携を図り、地域・職域連携会議を開催し、生活習慣病予防、歯周病予防、減塩の健康教育を行いました。健康づくり推進員や食生活改善推進員など健康づくりの組織に対し、生活習慣病予防、歯周病予防、減塩の研修を実施しました。健康づくり推進員が地域住民へ啓発を、食生活改善推進員が地域サロン等で食の活動を行いました。

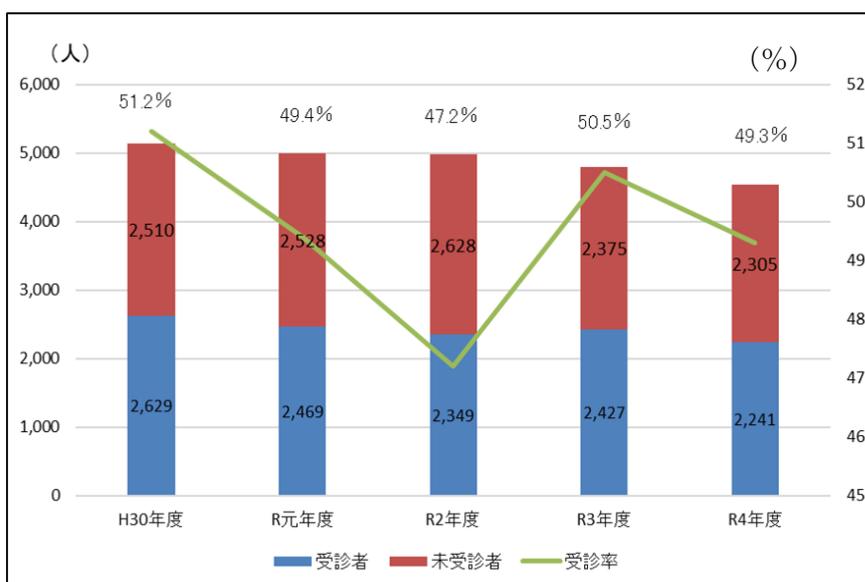
乳幼児期からのむし歯予防に取り組むため、こども園、保育園、子育て支援センター等で、食育とむし歯予防の健康教育を行いました。また、歯科健診受診を推進するため、出前講座で歯科に関する内容を取り入れました。

■あなたは、歯科健診を受けていますか



出典：令和4年度 健康づくりや食育に関する市民の意識調査結果

■特定健診受診率、受診者数推移



出典：特定健診等

## 4 今後の課題

### 【地域住民のつながりの希薄化】

かつては、日常生活における不安や悩みを相談できる相手や、世帯の状況の変化を周囲が気づき支えるという人間関係が身近にあり、子育てや介護などで支援が必要な場合も、家族や地域住民の助け合いにより、人々の暮らしが支えられてきました。

今日では、高齢化と人口減少が進み、地域の支え合い機能が縮小する中、核家族化や価値観の多様化、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う交流の自粛や参加控えなどによって、人との関わり合いも少なくなり、隣近所のつながりも希薄化しています。

一方でひとり暮らしの高齢者世帯、ひとり親世帯など身近な人からの支援を必要とする人は増えており、地域全体で支える支援力が重要となっています。

地域住民それぞれが役割を持ち、支え合いながら、お互いに協力して地域社会の課題を把握し、住民間や行政、福祉団体等支援機関に繋ぐとともに、情報共有に取り組むことができるよう、希薄となった人と人とのつながりの再構築と地域住民が自主的に活動できるような支援が必要となっています。

### 【課題の複合化・複雑化】

様々な分野の課題が絡み合って複雑化したり、個人だけでなく家族単位で複数分野の課題を抱えている場合など、既存の制度や福祉サービスの枠組みの中だけでは課題の発見や解決が困難な場合が増えてきており、それぞれの分野が相互に連携する総合的な支援や、子育て世代、高齢者、障がい者、生活困窮者など支援が必要な方に対して、出産前、乳幼児期、修学期、成年期、高齢期に至るまで、それぞれのライフステージに合わせて一貫的かつ継続的な相談支援が必要となっています。

### 【制度の狭間・生活課題への支援】

支援を必要とする人が自ら相談に行く力がなく、地域の中で孤立しているケースや軽度の認知症や精神障害が疑われ、様々な問題を抱えているが、公的支援制度の受給要件を満たさない「制度の狭間」にある人への支援や、買い物・通院の際の移動手段の確保、死後手続きといった身近な生活課題への支援など、公的制度だけでは支援しきれない人への支援の必要性が高まっています。

## 第3節 基本的な考え方

### 1 計画の基本理念

#### 「誰もがつながり、みんなで支え合う安心のまちづくり」

本計画においては、住民の誰もが住み慣れた地域の中でいつまでも元気で暮らし続けられるよう、福祉施策を総合的に推進します。

### 2 計画の基本方針

#### (1) 地域で支え合うまちづくりの推進



新型コロナウイルスの感染拡大に伴う交流の機会の減少や参加控えにより、希薄となった人と人とのつながりを再構築するとともに、地域コミュニティ（住民自治協議会）の主体的かつ自立的な活動を支援し、地域住民が支え合いながら、様々な地域資源とも協力して地域課題の解決に取り組みやすい環境の整備に取り組みます。

#### (2) 相談・支援体制の充実と福祉人材の確保



子育て世代、高齢者、障がい者、生活困窮者など支援が必要な方に対して、分野や世代を問わず、相談支援を行い、複雑化・複合化したケースや制度の狭間にあり、福祉サービスを利用できないといったケースについては個人のみでなく、家族を対象と捉えた包括的かつ重層的な相談支援に取り組みます。

#### (3) いつまでも心豊かに暮らせるまちづくりの推進

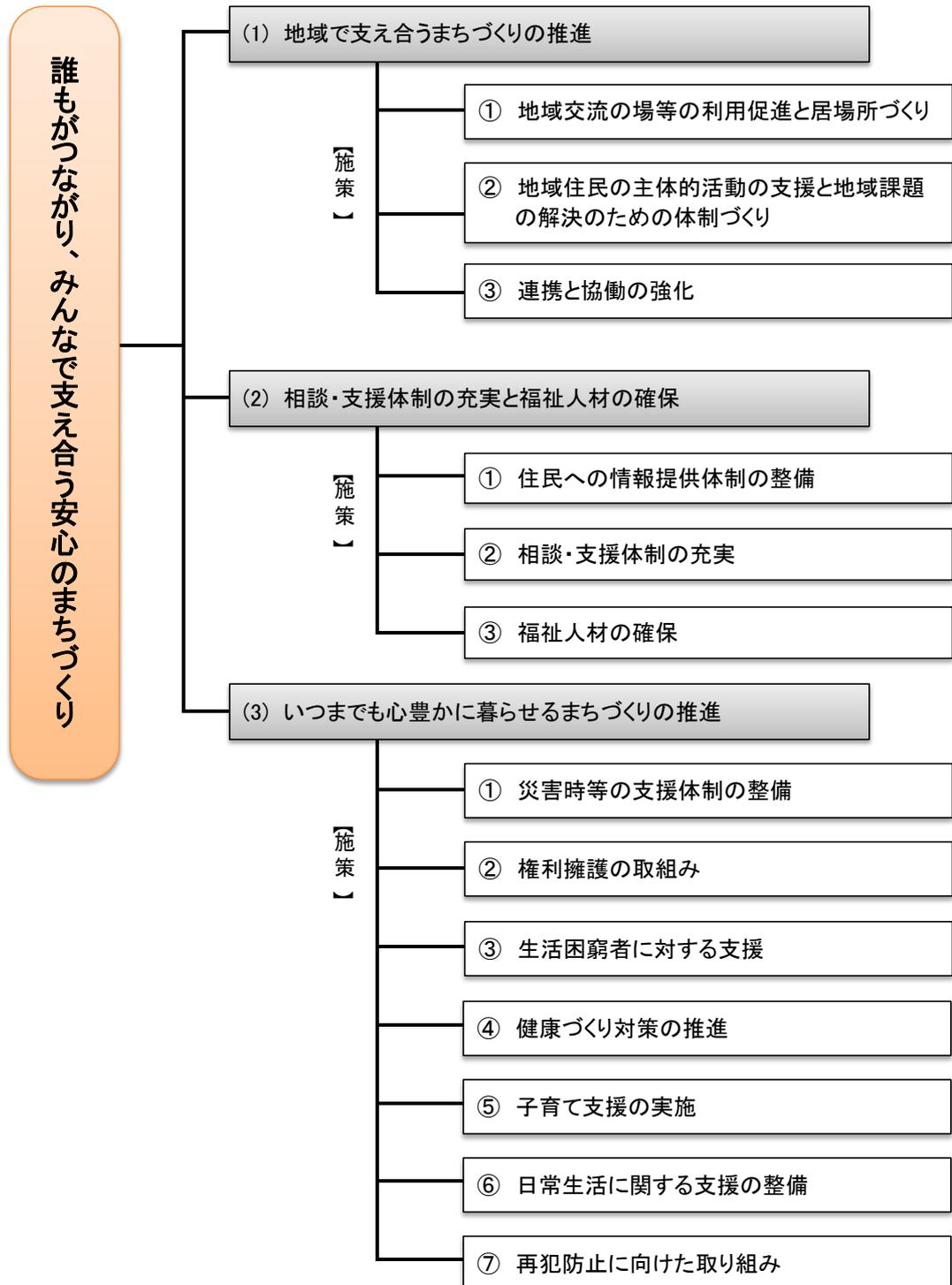


誰もが住み慣れた地域で健康に安心して生活でき、長きにわたって住みたいと思えるよう、子育て支援や健康づくりの推進、生活困窮者への支援、権利擁護などに取り組みます。

### 3 計画の施策体系

【基本理念】

【基本方針】



## 第4節 具体的な施策・事業

### 1 地域で支え合うまちづくりの推進

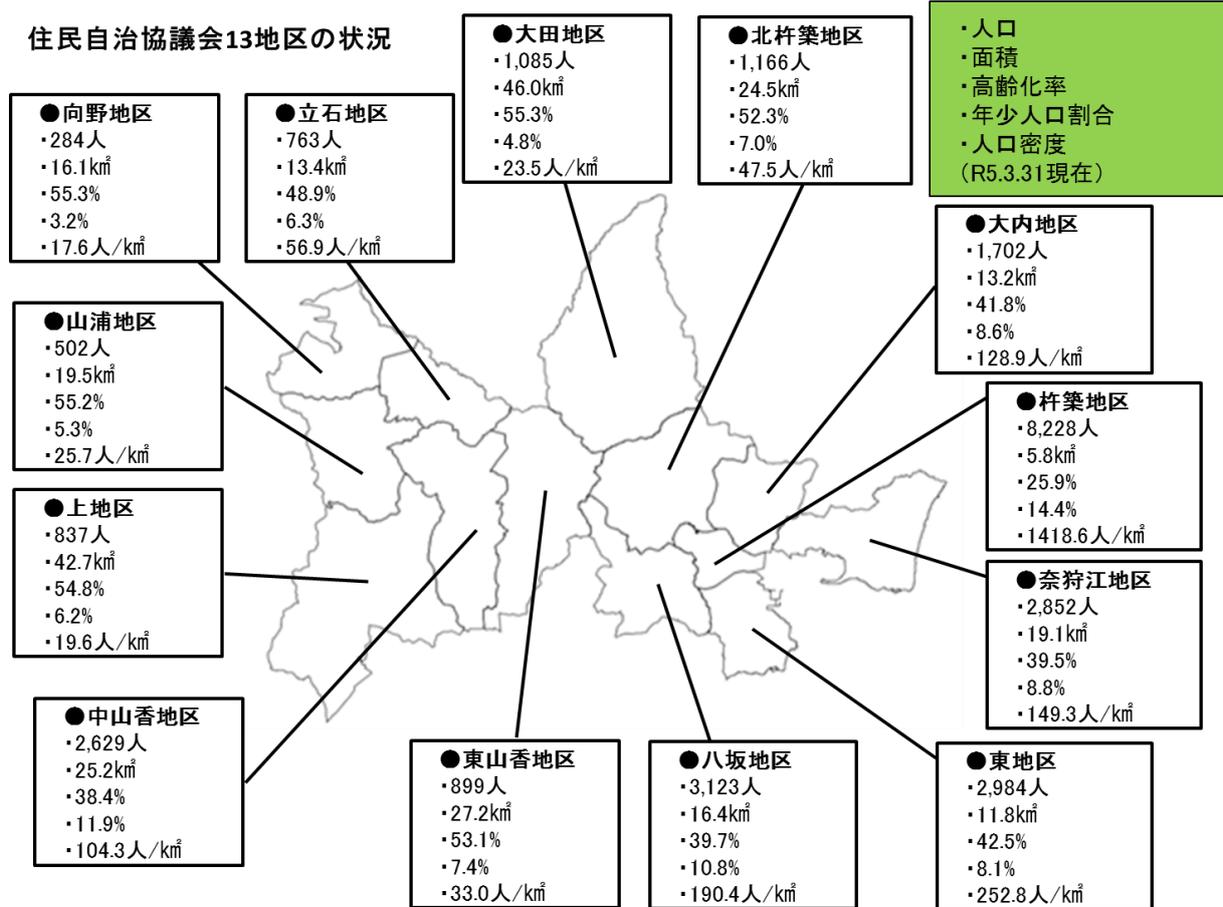
#### (1) 地域交流の場等の利用促進と居場所づくり

概要		
<p>少子高齢化、核家族化や価値観の多様化、新型コロナウイルスの感染拡大により、地域交流の機会や参加者は減少し、人と人とのつながりが希薄化しています。人と人とのつながりが希薄化すれば、周りの人の支援を必要とする人に限らず、地域住民一人ひとりの生きづらさも拡大していくことが懸念されます。</p> <p>住み慣れた地域で、安心して暮らしていくためには、一人ひとりの人権を尊重し、お互いに支え合い助け合いながら、「様々な課題を抱える地域の人」に対し、「自分たちで何かできないか」と思える意識の醸成が必要です。</p> <p>そのための第1歩として、地域交流の場などの利用促進と居場所づくりを行い、様々な世代がつながり合える関係づくりの再構築を図ります。</p>		
施策・事業	内容	方向性
住民交流の場の利用促進	・高齢者サロンや子育てサロンなど既存の交流の場を誰もが利用できる多世代交流の場として利用促進に努めます。	拡充
防災避難訓練への参加促進	・防災避難訓練への参加啓発を行います。	継続
地域の行事、イベントへの参加促進	・SNS を利用し、全世代に向けて地域の行事や活動など、交流の機会の参加促進に努めます。	継続
多世代交流の場づくり	・地域におけるこどもから高齢者まで誰もが参加できる交流の場を提供します。 ・住民が主体となって交流の場を作る際のサポート体制を整備します。	継続

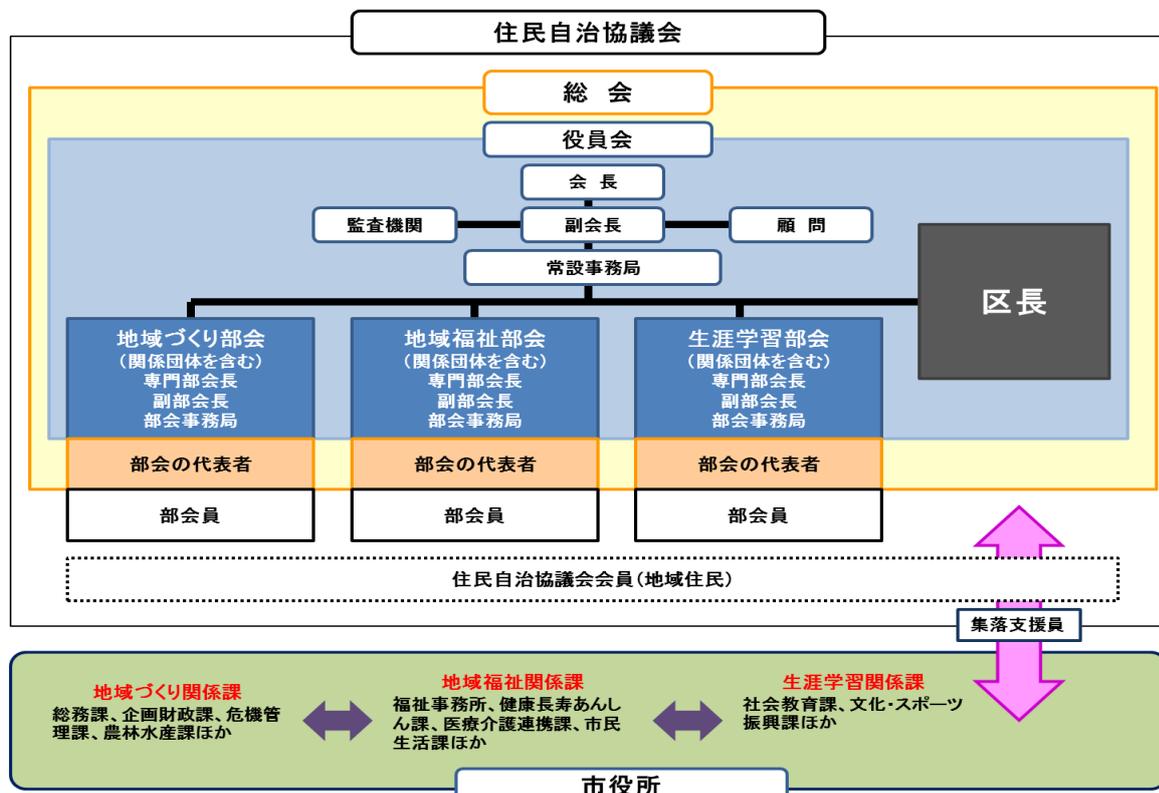
## (2) 地域住民の主体的活動の支援と地域課題の解決のための体制づくり

概要		
<p>少子高齢化に伴う人口減少と高齢化の進展が著しく、平成29年9月末に29,963人であった本市の人口は、令和4年9月末時点で27,398人と2,500名以上減少し、高齢化率は38%を超えており、今後、地域コミュニティの活動や経済活動を継続して行うことができなくなる地域が出てくるのが懸念されるなか、公的制度だけでは支援しきれないゴミ出しや道路の草刈り、買い物や通院時の移動といった日常生活を行う上での課題に対し、地域住民の相互扶助の必要性が増しています。</p> <p>また、地域での行事や交流を通じて生活のしづらさや困りごとを抱えていることに早期に気づけるのは地域住民です。</p> <p>地域住民の活動は、地域における生活課題の解決だけでなく、福祉分野の課題解決にもつながるため、住民の主体的活動に対する支援と地域課題の解決のための体制づくりが求められています。</p> <p>市内13地区にある住民自治協議会は地域に密着した地域住民団体であり、福祉分野に限らず防災・防犯や環境美化といった地域づくりから生涯学習に至るまで様々な活動を行う小規模多機能自治組織です。こうした住民自治協議会の活動は、地域コミュニティの維持や活性化、さらには、その地域の実情に沿ったまちづくりや、現在多くの地域が抱える様々な課題の解決につながります。地域住民が自主的活動を行いやすい環境を整えるために、住民自治協議会の活動を支援し、地域課題解決のための体制を整備します。</p>		
施策・事業	内容	方向性
住民の自主的活動の支援	・コミュニティセンターを中心とした地域の拠点をまちづくり交流の拠点として、集落支援員を配置し、機能を強化します。	拡充
地域における課題の早期発見、対応を図ることができる体制づくり	・山浦地区、大田地区以外の住民自治協議会に生活支援コーディネーターを配置し、地域における課題の早期発見、対応を図ることができる体制づくりを支援します。	拡充
地域活動を支える人材の育成	・週一通いの場や地域コミュニティ活動などの場において、地域づくりのリーダーとなる人材発掘・人材育成を目的とした講座を行います。また、学んだ人が教える側に回るなど持続的な養成サイクルを目指します。	継続

住民自治協議会13地区の状況



住民自治協議会のイメージ



## (3) 連携と協働の強化

概要		
<p>個人や家族単位で複数分野の課題を抱えている人だけでなく、地域における生活課題が多様化する中、社会福祉協議会や住民自治協議会、民生委員・児童委員、社会福祉法人、医療機関、NPO法人、地域ボランティア等、既存の地域資源相互の連携を強化する必要があります。</p> <p>特に社会福祉協議会は地域福祉の推進を図ることを目的とした団体であり、公的制度だけでは支援しきれない「制度の狭間」にある人への支援を行う公益性の高い地域に密着した地域資源です。</p> <p>福祉分野の課題だけでなく、地域が抱える生活課題の把握・解決を図るうえでも社会福祉協議会をはじめとした地域資源との連携・協働が重要となります。</p>		
施策・事業	内容	方向性
地域住民と地域資源との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民と社会福祉協議会、住民自治協議会、民生委員・児童委員、民間企業などの地域資源との連携強化に努めます。</li> <li>・見守りや訪問、移動・買い物支援などの身近な生活課題に取り組みます。</li> <li>・地域ニーズの把握を通じた、高齢者や生活困窮者と就労の場（軽作業）のマッチングを行います。</li> </ul>	継続
地域福祉コーディネーターの配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における各種団体との連絡調整を行い、行政との橋渡し役となる地域福祉コーディネーターを全世代支援センターに配置し、相談、助言、情報提供を行うとともに、必要に応じて相談支援機関につながります。</li> </ul>	継続
包括化推進員の配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の相談支援機関等とのネットワークを構築し、連絡調整や相談支援機関等による支援の実施状況の把握、支援内容等に関する指導・助言を行う包括化推進員を全世代支援センターに配置します。</li> </ul>	継続
福祉、保健、医療等の連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複雑化した個別の相談・課題事案に対して、福祉、保健、医療といった専門分野の職員や関係機関が参加する支援会議や重層的支援会議を開催し、多角的に支援方針の検討協議を行い、課題の解決を支援します。</li> </ul>	拡充

	<p>・市教育委員会と連携し、児童養護施設の児童を対象に実施している農業体験の取り組みを杵築市内で支援が必要と思われるこどもたちに広げ、地域や社会とつながりを持つきっかけとします。</p>	
--	--	--

## 2 相談・支援体制の充実と福祉人材の確保

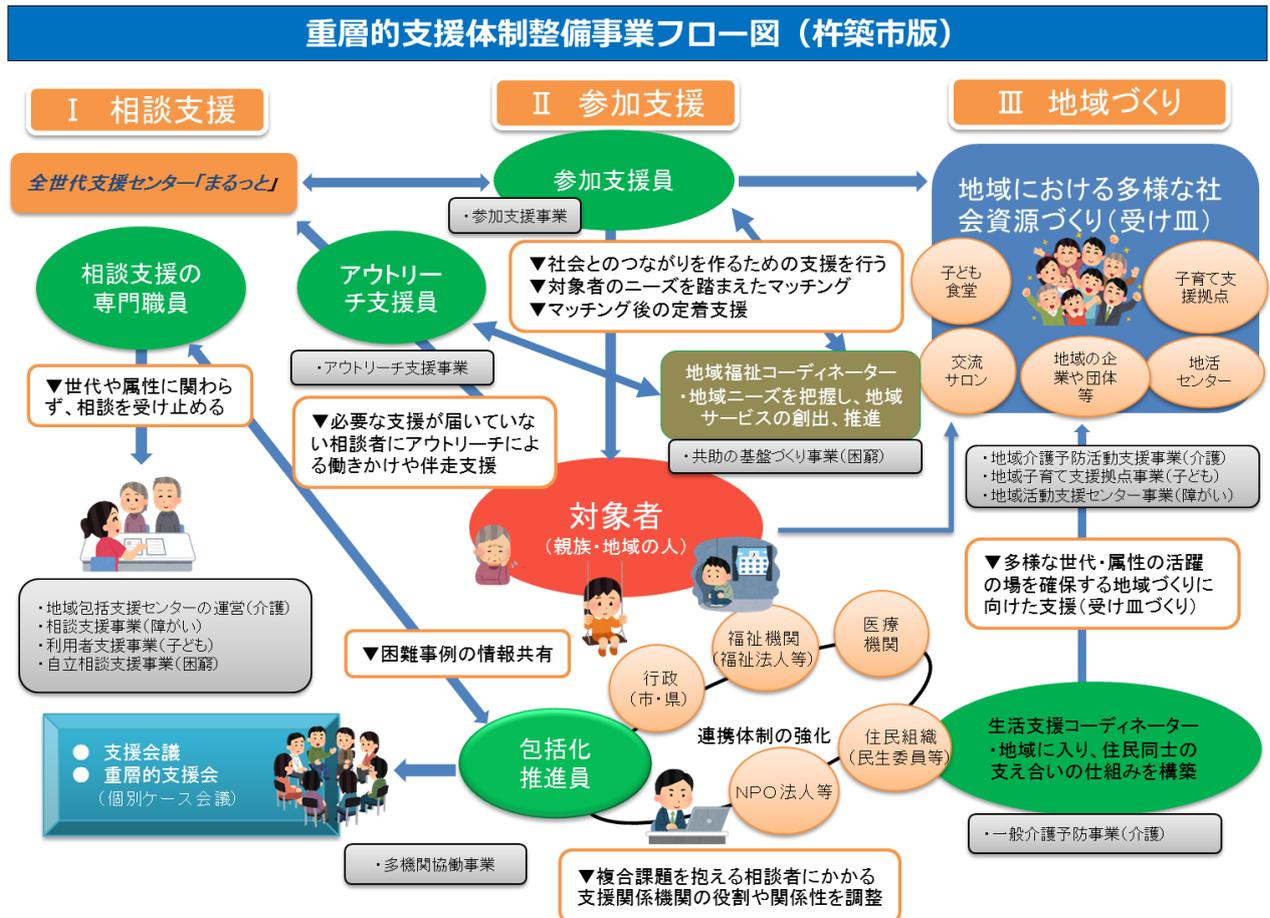
### (1) 住民への情報提供体制の整備

概要		
<p>地域で安心して暮らしていくためには、必要な制度や福祉サービス、緊急連絡体制等の情報が、支援を必要とする人に行き渡ることが重要です。</p> <p>近年ではソーシャルネットワークサービス（SNS）を利用した情報発信が増えていますが、一方ではSNSを活用できない人もいます。情報提供に関する格差が生じないよう住民一人ひとりが、それぞれに合った方法で情報を得られるよう、あらゆる手段を活用した情報提供が必要となってきました。</p>		
施策・事業	内容	方向性
あらゆる情報伝達手段を活用した情報提供の推進	市報、ケーブルテレビ、市公式ウェブサイト・SNSなど様々な情報伝達手段に加え、地域組織や各種団体を活用したりイベント時などあらゆる機会を通じ、年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要な情報を簡単に見つけることができるよう、情報ニーズの把握に努め、必要な福祉サービス等の情報提供に努めます。	継続

### (2) 相談・支援体制の充実

概要		
<p>令和2年度の社会福祉法の改正により、「8050問題」や「介護と育児のダブルケア」等の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」、社会とのつながりを作るための支援を行う「参加支援」、世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する「地域づくり」の3つの支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設されました。</p> <p>本市では、「属性を問わない相談支援」にいち早く取り組み、令和2年4月に全世代支援センター「まるっと」を立ち上げ、誰からの相談も受け止める体制を構築しました。</p> <p>引き続き「重層的支援体制整備事業」に取り組み、「まるっと」において相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止め、相談者のニーズと地域資源の間を調整して社会参加に向けた支援を行うとともに、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる人が難しい人に対してはアウトリーチ等を通じた継続的支援を行い、それぞれの支援が相互に重なり合いながら、市全体の体制として相談者に寄り添い、伴走する支援体制を構築していきます。</p>		
施策・事業	内容	方向性
包括的相談支援の実施	・相談者の属性、世代、相談内容に関わ	継続

	<p>らず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止め、受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については、専門分野へ繋がります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大分大学福祉健康科学部と引き続き連携し、家族アセスメントを実施し、「個人」ではなく「家族全体」を対象とした包括的支援に取り組みます。</li> </ul>	
参加支援事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援では対応できない本人や世帯のニーズ等に対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行います。</li> </ul>	新規
アウトリーチによる支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定分野が単独で支援することが困難なひきこもり等の、支援が届いていない人、支援に対し拒否的な人と継続的につながり、関わり合いながら、相談者と周囲との関係を広げていき、支援を続ける伴走型支援を行います。</li> </ul>	継続
ICT を活用した相談支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スマートフォン・タブレット・パソコン・アプリ・SNS を併用した情報発信、保健指導、健康教室に取り組みます。</li> </ul>	継続



○地域福祉コーディネーター

住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援し、相談、助言、情報提供を行うとともに、必要に応じて相談支援機関につながります。

○生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防サービスの提供体制を整備する役割を担います。  
地域のニーズの把握や地域の多様な主体への協力依頼などの働きかけを行い、行政との連携や施策の計画的な推進を促進します。

○包括化推進員

地域の相談支援機関等とのネットワークを構築し、連絡調整や相談支援機関等による支援の実施状況の把握、支援内容等に関する指導・助言を行います。

## (3) 福祉人材の確保

概要		
<p>急速な少子高齢化による生産年齢人口（15歳以上65歳未満の人口）の減少に伴って、労働力が減少し、様々な業種においてその確保が困難となっています。労働力の確保ができなければ、人手不足によって、労働者一人当たりの業務負担の増加や事業の縮小、廃止など、事業そのものの存続が困難となることも考えられます。</p> <p>福祉分野においても、人材の確保が課題となっていますが、特に医療・介護分野においては、「団塊の世代」が後期高齢者となる「2025年問題」や「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる「2040年問題」を控え、労働力の確保が課題となっています。</p> <p>障がい者や高齢者、外国人など、多様な人材を労働力として確保することができる体制の整備に取り組みます。</p>		
施策・事業	内容	方向性
多世代に対する啓発活動	・若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした事業所等の見学を通じ、制度や福祉分野の仕事への理解を促進します。	新規
外国人人材の確保に対する相談支援体制の整備	・人材確保相談窓口を設置し、主に外国人介護人材の受入について、それぞれの制度の目的・仕組みを適正に理解し、順調に受け入れを行えるようサポートします。また、外国人介護人材が、日本の介護現場を魅力的なものに感じ、経験や能力を十分に発揮し、安心して就労に取り組んでもらえるよう必要な支援を行います。	新規
福祉現場で働く人の負担軽減の取組み	・ハラスメント対策や、ICT・ロボットの導入により、現場で働く職員の環境改善、処遇改善や業務の効率化に取り組みます。	新規
研修の実施	・相談支援に従事する職員を対象に、資質向上に向けた研修を実施します。	継続

### 3 いつまでも心豊かに暮らせるまちづくりの推進

#### (1) 災害時等の支援体制の整備

概要		
<p>毎年様々な自然災害により、多くの被害が発生しています。近年では台風や地震以外にも線状降水帯の発生による豪雨災害といった突発的に発生する災害が多く見られるようになりました。災害時においては、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人に対する支援について、地域住民でどのような支援ができるかを明確に把握することが重要です。</p> <p>また、近年では新型コロナウイルスなど感染症対策にも考慮した避難所の環境整備が求められており、避難所で安心して避難生活を送れるよう、避難所における生活環境の向上に取り組みます。</p>		
施策・事業	内容	方向性
避難行動要支援者台帳の整備と個別避難行動計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時に自ら避難することが困難な人で迅速な避難の確保を図るため特に支援が必要な人（避難行動要支援者）の名簿の整備を行い、策定した個別避難計画について、行政、区長、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防機関、警察、社会福祉協議会、福祉専門職との情報共有を図ります。</li> <li>・災害時にとる行動や支援者について、避難行動要支援者一人ひとりの状況に合わせた個別の避難行動計画の策定に努めます。</li> </ul>	拡充
一般指定避難所の環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期間に及ぶ避難所生活や感染症対策を考慮した避難所における生活環境の向上に努めます。</li> </ul>	新規
福祉避難所の環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難生活が長期化した際などに、避難所では避難生活が困難な高齢者や障がいのある方などが避難所生活を送る福祉避難所の環境を整備します。</li> </ul>	継続

#### (2) 権利擁護の取組み

概要
<p>近年の人口の減少、高齢化、単身世帯の増加が進む中、身寄りがないことなどにより社会的孤立状態にある方々も増加しており、誰もがその人らしく暮らし続けられるよう、権利擁護支援へのニーズも増加しています。</p>

高齢者においては、一人暮らし世帯や高齢者のみの世帯が多く、身近に相談者がいない中、判断能力が低下している高齢者を狙った詐欺等の犯罪も後を絶ちません。

また、障がい者を見守る家族の高齢化や、「親亡き後」の支援など、財産管理や身上監護等、法律面や生活面での支援を行い、住み慣れた地域で暮らし続けられるような体制の整備が必要です。

虐待・暴力は、発見が困難な家庭内において行われることが多いため、問題が潜在化しやすく、また、加害者に罪の意識が低く、一方の被害者も助けを求めにくいという特性があります。虐待・暴力防止へ向けた啓発強化はもとより、早期発見・早期支援に向けた取り組みの充実が求められています。

施策・事業	内容	方向性
虐待防止の推進	・虐待防止に対する啓発に努め、障害者虐待防止センター等による虐待防止を推進します。	継続
成年後見制度の利用促進と権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり	・制度利用に関する周知を図るとともに、どの地域に住んでいても、成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるような地域体制の構築と権利擁護支援の地域連携ネットワークの仕組みを整備します。	新規
死後事務の支援	・身寄りのない人が自身の死後事務について事前に準備ができるよう支援する体制を整備します。	新規

### (3) 生活困窮者に対する支援

概要
<p>終身雇用や年功賃金による日本型雇用慣行が変化し、非正規雇用労働者が増加するなど雇用環境の変化とともに、インターネットの普及に伴う情報通信社会の進展で、生活環境やライフスタイルも急速に変化しました。</p> <p>さらに、人口減少、少子高齢化、核家族化、未婚化・晩婚化、これらを背景とした単身世帯や単身高齢者の増加といった社会環境の劇的な変化が進み、地域社会を支える地縁・血縁といった人と人との関係性や「つながり」は希薄化の一途をたどっています。</p> <p>こうしたなかで、新型コロナウイルス感染症の拡大とその影響の長期化で、失業により生活困窮に陥り相談する親族も知人もいない世帯、地域で内在しているひきこもり、独居高齢者などの孤独・孤立の問題が、顕在化・深刻化しています。</p> <p>こうした社会的孤立を生まないように、地域で支え合う環境づくりと一人も取り残さない支援体制の整備が必要であり、社会制度の狭間にいる支援対象者には、地域資源を活用して高齢者や障がい者とともに就労できるインクルーシブな環境づくり、活</p>

躍できる居場所づくりが将来的には求められています。		
施策・事業	内容	方向性
生活困窮者に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「まるっと」を中心に、生活困窮の解消や生活の質の向上に結びつく相談支援体制の整備、相談員の資質向上に取り組むとともに、ひきこもりなど多様化・複雑化した課題には、多機関協働で支援を行います。</li> <li>・生活困窮に関する相談窓口や支援に関する広報啓発を行い、早期の支援につなげます。また、孤独・孤立を防ぐために、社会参加に向けて就労や日中活動の場を提供します。</li> <li>・個々の課題に応じてハローワークや市の支援事業を提案し、生活困窮の解消に向けて援助を行うとともに、将来に向けて、こどもの学習支援や社会的自立につながる具体的な支援策を検討します。</li> </ul>	継続

#### (4) 健康づくり対策の推進

概要		
<p>いつまでも、地域で元気に活躍するためには、健康上の問題がなく、日常生活を送ることができる期間である「健康寿命」を延ばすことが重要です。そのためには、若年層や壮年期など、早期の段階からの生活習慣病の予防や重症化の予防をはじめとした健康づくりが必要となります。</p> <p>また、歯と口腔の健康は、乳幼児期から高齢期まで全ての世代で全身の健康状態に大きく影響します。健全な口腔機能を維持することは、健康な日常生活を送るうえで、非常に重要です。</p>		
施策・事業	内容	方向性
生活習慣病予防や重症化予防・減塩・口腔ケアをはじめとした健康づくり対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若い世代からの食育の推進、身体活動の定着を積極的に図ることで、生活習慣病の予防や重症化予防を図ります。</li> <li>・生活習慣病に起因する疾病の発症を予防し、早期に発見するため、健診受診率の向上や健診後の適切な保健指導の実施に努めます。</li> <li>・乳幼児期からのむし歯予防と生活習慣病と関係の深い口腔ケアの推進及び口腔</li> </ul>	継続

	機能の維持向上に向けた取組を推進します。	
--	----------------------	--

(5) 子育て支援の実施

概要		
<p>本市の将来を担う子どもたちが健やかに生まれ、いきいきと育つことは市民すべての願いです。</p> <p>少子化が急速に進行する中、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加等、子育てに不安や孤立感を感じる家庭が見受けられると同時に、ひとり親家庭や物価高騰など、経済的に困難な家庭も少なくありません。</p> <p>多様な子育て家庭のニーズに応えるため、子育て支援サービスの充実に取り組むとともに、子育てに関する不安や経済的負担を軽減し、子育ての楽しさを実感することができるよう、きめ細やかな相談体制の充実に取り組みます。また、こどもの現在及び将来が、その生まれ育った家庭の事情等によって左右されることのないよう、また地域とのつながりの中でこどもが健やかに成長していけるよう、親と子の居場所づくり、地域全体で子育てを支える環境づくりに取り組みます。</p>		
施策・事業	内容	方向性
幼児期の教育・保育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安心してこどもを預けることができるよう、こども園や保育園などの教育・保育施設に加え、延長保育や障がい児保育、病児保育など様々な保育の提供体制を確保します。</li> <li>・こどもの発達に応じた質の高い教育・保育が提供できるよう保育士、幼稚園教諭等の資質向上に向けた取組みを行うとともに、小学校へ円滑に接続できるよう幼稚園・こども園・保育所・小学校の連携強化の取組みを推進します。</li> </ul>	継続
地域における子育て支援サービスの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すべてのこども、子育て家庭を支援するため、一時預かり事業や地域子育て支援拠点事業、放課後児童健全育成事業など、地域の様々な子育て支援の充実を図ります。</li> <li>・子育て全般に関する情報誌「子育てガイドブック」を発行し、保護者が妊娠期から切れ目なく必要なサービスを利用できるよう情報提供の促進に努めます。</li> </ul>	継続
子育てに係る経済的な支	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てに要する費用は、教育・保育、</li> </ul>	継続

援の推進	医療費など多くの分野にわたっている状況を踏まえ、保育料の無償化や子ども医療費助成の高校生までの拡充など子育て家庭の経済的負担の軽減を目的とする各種支援を推進します。	
様々な状況にあるこどもへのきめ細やかな取組みの推進	・全てのこどもたちが夢と希望を持って成長していけるよう「こども家庭センター」が中心となって関係機関と連携を図りながら、困りのある家庭の早期把握、早期の支援介入に努めます。また重層会議等のケース会議を通じ、様々な支援施策を組み合わせながら、こどもや保護者の安心した生活に向けての支援に努めます。	継続

#### (6) 日常生活に関する支援の整備

概要		
<p>急速な少子高齢化に伴い、高齢者や障がい者といった人以外にも通勤や通学、通院、買い物といった日常生活に困難を感じている人が少なくありません。住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、移動は欠かすことができないものです。</p> <p>福祉分野以外の行政分野や地域資源と連携し、日常生活に関する支援に取り組みます。</p>		
施策・事業	内容	方向性
日常生活に関する支援の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間の事業所や地域の団体と連携し、公共交通以外の地域資源について、活用方法を拡充した移動手段の確保に取り組みます。</li> <li>・地域における移動やゴミ出し、草刈りといった支援活動の体制整備を支援します。</li> <li>・民間の事業所と連携し、買い物支援に取り組みます。</li> </ul>	新規

## (7) 再犯防止に向けた取り組み

概要		
<p>安全で安心して暮らせる社会を実現するために、再犯を防止することは極めて重要な課題となっています。犯罪や非行をした人（犯罪をした人等）の中には、貧困や疾病、厳しい生育環境等、様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える人が少なくありません。社会復帰したこうした人々を地域で孤立させないための支援や立ち直りのための支援、再犯防止の取り組みを国、地方公共団体、民間団体等が緊密に連携協力して実施する必要があります。</p>		
施策・事業	内容	方向性
就労・住居の確保	・ハローワーク等と連携し、個々の状況に応じた幅広い就労支援に努めます。	新規
保健・医療・福祉サービスの利用の促進	・犯罪をした人等のうち生活困窮者や障がい者等に対し、適切な保健・医療・福祉サービスへつなげます。	新規
保護司等協力者の活動の促進	・更生保護活動を行っている杵築国東保護区保護司会等との連携を図り、再犯防止の推進に努めます。 ・杵築市更生保護連絡協議会の活動を支援します。	新規
再犯防止のための広報・啓発活動	・「社会を明るくする運動」を通じて再犯防止の広報・啓発活動を行います。 ・薬物乱用防止の啓発活動「ダメ。ゼッタイ。」運動を通じて薬物乱用防止の啓発を行います。	継続
人権教育の実施	・人権が尊重される地域社会の実現のため、各種研修を通じて人権教育を行います。	継続

## 用語説明

### あ行

#### ●ICT

情報通信技術を活用したコミュニケーションのこと。

#### ●アウトリーチ

自発的に援助を求めてこない人に対し、相談機関から地域に積極的に出て対面し、支援が必要な人の発見や潜在的なニーズを把握して援助を行うためのアプローチ。

#### ●アクセシビリティ

利用者が機器・サービスを円滑に利用できること。

#### ●アプリ

アプリケーションの略で、特定の目的をもって作られた専用のソフトウェアのこと。

#### ●インクルーシブ

すべてを包括する。

#### ●ウェブサイト

インターネット上にある1ページ1ページの「ウェブページ」が集まったもの。

#### ●NPO法人（特定非営利活動法人）

特定非営利活動促進法により法人格を認証された民間団体。特定非営利活動促進法に定められた保健、医療又は福祉の増進を図る活動、社会教育の推進を図る活動、まちづくりの推進を図る活動など不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動を行い、営利を目的としない。

#### ●親亡き後

両親が亡くなったり高齢化が進むことで、障がいのある子の面倒をみれなくなる問題。

### か行

#### ●介護と育児のダブルケア

晩婚化・晩産化等を背景に、育児期にある者（世帯）が、親の介護も同時に担うこと。

#### ●協働

地域の住民や組織が、お互いの特性や能力を活かしながら協力・連携し、地域の問題解決を行う公益的な活動。

#### ●共同生活援助

共同生活を営む住居において、主に夜間に相談、入浴、排せつ、または食事の介護、その他の日常生活上の援助を行い、また、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談や便宜を提供するサービス。

#### ●居宅介護支援事業

在宅サービスを適切に利用できるように、介護支援専門員が心身の状況や環境、本人や家族の希望を受けて、利用するサービスの種類・内容などの計画を作成するとともに、サービス提供の確保を行うサービス。

●ケース会議

支援を必要としている人に対して支援方針を決定するための会議。

●健康寿命

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。

●コミュニティ

居住地域を同じくし、利害をともにする共同社会。町村・都市・地方など、生産・自治・習慣などで深い結びつきをもつ共同体。地域社会。

さ行

●サロン

地域で高齢者や障がい児・者、子育て中の方が、生きがい活動と元気に暮らすきっかけづくりを見つけ、地域の人同士のつながりを深める自主活動の場。

●死後事務

死後に行わなければならない事務や整理。

●施設入所支援

施設に入所する障がい者に対し、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行うサービス。

●児童委員

都道府県知事の指揮監督を受け、市町村の担当区域において児童や妊産婦の生活及び環境の状況を適切に把握し、その保護、保健などについて援助や指導を行う民間の奉仕者。民生委員がこれに充てられ、任期は3年。活動内容は、①地域の実情の把握に努め、記録しておく、②問題を抱える児童、母子家庭等に対する相談・支援、③児童の健全育成のための地域活動の促進、④児童虐待防止への取組み、⑤保護の必要な児童、母子家庭等を発見した場合の関係機関への連絡通報など。

●児童扶養手当

父母が婚姻を解消した児童及び父又は母が一定の障害の状態にある児童等の母（父）がその児童を監護するとき、又は母（父）以外の者がその児童を養育するときに、その母（父）又は養育者に対し支給される手当。

●児童養護施設

児童福祉法に規定される保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させる児童福祉施設。

●主任児童委員

児童委員の職務について、児童の福祉に関する機関と児童委員との連絡調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助及び協力を行う者。

●小規模多機能自治

小規模な地域で地域の実情や地域課題に応じて住民の福祉を増進するための取組みを行う住民自治のこと。

**●身体障害者手帳**

身体障害者福祉法に定める障害程度に該当すると認められた場合に本人（15歳未満は、その保護者）の申請に基づいて交付されるもので、各種のサービスを受けるための証明となる。手帳の等級には、障害の程度により1級から6級がある。

**●生活介護**

常時介護を要する人に、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行うサービス。

**●精神障害者保健福祉手帳**

一定の精神障害の状態にあることを証明するもので、本人の申請に基づいて交付される。手帳を取得することで、各種のサービスが受けやすくなる。手帳の有効期間は2年で、障害の程度により1級から3級がある。

**●制度の狭間**

公的福祉サービスでは対象とならない福祉や生活上の課題。

**た行****●タブレット**

板状のコンピューター端末のこと。

**●地域共生社会**

子ども・高齢者・障がい者など、すべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高めあうことができる社会。

**●地域住民団体**

行政区、住民自治協議会、営農組織、消防団、文化サークル、PTA、女性団体、老人クラブなど。

**●通所介護**

デイサービスセンターに通い、入浴・食事の提供、相談、助言等、日常生活の世話や機能訓練などを受けるサービス。

**●特別養護老人ホーム**

入院治療の必要がなく、自宅で生活を継続することが困難な要介護者に対して、施設サービス計画に基づき、入浴や排せつ、食事、相談など日常生活上の介護、機能訓練などを提供する施設サービス。

**な行****●ニーズ**

求めているもの。

## は行

### ●貧困の連鎖

親の貧困がこどもの貧困につながっていくこと。家庭の所得差によってこどもの教育や健康に格差が生じ、成人後に貧困に陥る可能性が高いとされる。

### ●訪問介護

訪問介護員（ホームヘルパー）等が家庭を訪問し、入浴・排せつ・食事などの介護や身のまわりの世話をするサービス。

## ま行

### ●マッチング

組み合わせること。

### ●民生委員

民生委員法に基づき、市区町村の区域に置かれる民間奉仕者。都道府県知事の推薦により厚生労働大臣が委嘱し、任期は3年とされている。職務は、①住民の生活状態を適切に把握すること、②援助を必要とする者が地域で自立した日常生活を営むことができるよう相談・助言・その他の援助を行うこと、③援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するための情報提供等の援助を行うこと、④社会福祉事業者等と密接に連携し、その事業または活動を支援すること、⑤福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること、が規定されている。民生委員は児童福祉法による児童委員を兼務する。

## や行

### ●要介護

寝たきりや認知症等で常時介護を必要とする状態。状態によって要介護1～5の区分がある。

### ●要支援

家事や身支度等の日常生活に支援が必要な状態。状態によって要支援1・2がある。

## ら行

### ●ライフステージ

人の一生を少年期・青年期・壮年期・老年期などに区切った、それぞれの段階。

### ●リニューアル

新しくすること。

### ●療育手帳

知的障害があると判定された人に対して交付されるもので、一貫した指導・相談を行うとともに、各種のサービスが受けやすくなる。地域によっては、「愛の手帳」「みどりの手帳」などの名称が使われ、障害程度の区分も各自治体によって異なる。